

令和4年度第2回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和4年12月28日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和5年2月8日 午後1時30分

4 出席委員 (13名)

浅井 宏	深谷 博之
近藤 雅範	大原 勝己
原田 賢彦	神谷 暁
山本 万寿男	大澤 九子
竹内 九二雄	竹内 敏信
渡辺 正敏	松山 誠
松岡 祐治	

5 欠席委員 寺田 桂子

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉江 大典
保険医療課長	竹内 芳美
保険医療課統括主任	塚本 華織
税務課統括主任	小林 照彰

7 会議に付した事件

(1) 諮問事項

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について

(2) 答申

(3) 報告事項

ア 令和5年度国民健康保険事業の概要について

イ 出産育児一時金の支給額の引き上げについて

(4) その他

(2月8日 午後1時30分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の竹内です。よろしくお願いいたします。

まもなく国民健康保険運営協議会を始めさせていただきますが、開会に先立ちまして、委員の交代について報告させていただきます。公益代表の森本眞金様が令和4年11月30日をもって委員を辞任され、12月1日から寺田桂子様に委員をお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお本日は、寺田委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました資料は、本日の会議次第、令和4年度国民健康保険運営協議会委員名簿、諮問 補足資料、3名の委員からの質疑書でございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

では、はじめに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 —あいさつ—

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。現在の出席委員は、13名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

はじめに、知多市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定による、議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。深谷博之委員、神谷暁委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。続きまして、本日の議題の審議方法について、皆様にお願ひします。議題につきましては、事務局から説明をさせます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺ひいたします。なお、発言をされる場合は、お名前を述べてからお願ひいたします。

なお、事前にお願ひしてありました質問は、諮問案件に対する質問が1件、報告案件に対する質問が2件あります。事務局の説明の後、質問の要旨をお話ししていただき、それに対して事務局から説明させます。

それでは、議題の審議に移ります。知多市国民健康保険運営協議会規則第2条第2号の規定に基づいて、当運営協議会に対し、1月11日付けで、市長から諮問がありました知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定についてを議題とし、審議に入ります。事務局から説明をしてください。

事務局（税務課統括主任）

それでは、諮問事項 知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定についてをご説明いたします。事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと別添資料になります。諮問は、令和5年1月11日付けで知多市長から知多市国民健康保険運営協議会会長に対してなされております。諮問書の別紙をお願ひします。今回の改定では、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定を行おうとするものです。

1 改定の経緯としましては、令和5年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額、及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられることになりました。

次の参考資料1をお願ひします。これは、令和4年12月23日に閣議決定されたものになります。下のほうの枠で囲ってある所が、国民健康保険税のもので、今回の改定部分になります。令和5年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっています。

諮問書の別紙に戻ってください。1 改定の経緯の5行目です。本市は課税限度額の引き上げは法令改正から1年遅れで改定してきましたが、令和4年度法改正より当年度に改定しています。軽減判定所得の引き上げは、これまでも当年度に改定し、令和2年度以来の改定となります。

2 改定の理由については、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和

を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するものです。

3 改定内容及び影響額ですが、(1) 課税限度額の引き上げについては、ア 改定内容の表の区分の上から2つ目、後期高齢者支援金等課税額分について、課税限度額を2万円引き上げるもので、改定後の課税限度額は22万円となり、合計で104万円となります。イ 影響額ですが、この改定により限度額を超過する世帯が45世帯減り、305万1,100円の増額調定を見込んでいます。

参考資料2をご覧ください。これは今回の改定について国が示す概要図を引用しているものですが、少し分かりにくい内容ですので、机上に補足資料を配布させていただきました。補足資料をご覧ください。課税限度額の内容をイメージしやすくしたもので、着色部分が増額調定となるところをあらわしています。

それでは、戻りまして別紙の裏面をお願いします。(2)の軽減判定所得ですが、国民健康保険の被保険者は比較的低所得者が多いので、保険税負担が過重となることを避けるため、一定の所得以下の世帯について、その区分に応じて保険税の均等割と平等割を軽減する措置を講じています。ア 改定内容の区分の5割軽減において、被保険者数等の数に乗すべき金額を5千円、2割軽減においては1万5千円、それぞれ引き上げます。この軽減を判定する区分ごとの所得額を引き上げることで、低所得者に対する保険税の軽減拡大を図るもので、この改定による影響額は、イの表をご覧いただきたいと思いますが、それぞれの軽減区分において、対象世帯が増加することにより、合計で243万1,700円の減額調定を見込んでいます。今回の改定により、合わせて61万9,400円の増額調定を見込んでいます。

4 施行期日は、令和5年4月1日を予定しています。説明は以上です。

議 長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。この議題については、委員から、事前に質疑書が提出されております。委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

諮問事項について2つ質問があります。1つ目は、課税限度額に達する所得はどのくらいですか。また、軽減に該当する所得はどのくらいですか。2つ目は、軽減世帯が増えるということですが、どのくらいの割合の世帯が該当しますか。また、このことにより、税の収入が減る分については、何か措置がありますか。以上です。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（税務課統括主任）

事務局から説明させていただきます。まず課税限度額に達する所得についてですが、皆さんご存じかと思いますが所得とは収入から経費を除いたもの、つまり売上が300万円、仕入れが200万円の場合、儲けは100万円となりますが、これが所得となります。国民健康保険税はその世帯の合計所得だけではなく、加入者の人数によって計算される均等割額があるため家族構成によって課税限度額に達する所得金額は異なります。今回改正の後期高齢者支援金等課税額分について説明しますと、例えば、一人世帯の方ですと所得が約920万円を超えると課税限度額に達しますが、一般的な家庭モデル、夫婦に子供2人の4人家族で所得が旦那さんのみの世帯ですと、約800万円で課税限度額に達する計算となります。

2つ目、軽減判定基準の対象となる所得についてですが、保険税の均等割額と平等割額が7割軽減される所得について、先ほどのモデル例の一人世帯と4人家族の世帯を当てはめてみると差はなく、どちらも43万円以下が該当することになりますが、軽減判定基準についても、多くの場合、家族構成によって判定所得額が変わります。例えば、保険税の均等割額と平等割額が5割軽減される所得については、一人世帯では72万円以下ですが、4人家族の世帯では159万円以下となります。また、保険税の均等割額と平等割額が2割軽減される所得は、一人世帯の場合96万5千円ですが、4人家族の世帯では257万円以下であれば2割軽減になります。

次に、軽減世帯の割合についてですが、今回の別紙の資料は、11月30日現在の知多市国民健康保険加入者の状況を基に計算しておりまして、全世帯数が10,567世帯です。5割軽減世帯が1,513世帯ですので、割合としては14.3%、2割軽減は1,522世帯ですので、14.4%となります。ちなみに7割軽減世帯は2,337世帯ですので、22.1%となります。よって、加入世帯のうち、50.8%の世帯が本来の保険税から軽減措置をうけていることとなります。

そして最後の質問、軽減に対する措置についてどうなっていますかとのことですが、軽減を行うことにより、保険税は減収となりますが、その補填として、公費が負担する国民健康保険基盤安定負担金という制度があり、国・県・市町村がそれぞれ負担しております。質問に対する回答は以上です。

議 長
委員、よろしいですか。

委 員
はい。

議 長
7割、5割、2割と色々な軽減措置があり、トータルで見ると50%ぐらい措置がある

ということですね。その他、委員の皆様、何か質問はございませんか。

委員

先ほどの約50%分は公費で負担するということですが、基盤安定負担金は、つまり税金ということで、誰かが負担するということですか。

事務局（保険医療課長）

国と県が補填するものでして、負担金としてもらえるものになります。

委員

国や県から補助金としてもらえるということで良いですか。

事務局（保険医療課長）

国と県から4分の3が交付され、残りの4分の1を市が負担するものになりますが、その4分の1の分については、地方交付税の措置となっているものになります。

議長

その他、委員の皆様、何か質問はございませんか。

（質問等なし）

議長

それでは、他にご質問も無いようですので、質疑を終了させていただきます。それでは、採決を行います。知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について、原案を了承することに、賛成の方は挙手を願います。

（全員の挙手あり）

議長

ありがとうございます。全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。ここで、ただ今了承しました諮問事項 知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定についてに対する本運営協議会の答申案を作成しますので、委員の皆様は、しばらく自席でお待ちください。

（議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申案の調整）

議 長

お待たせいたしました。答申案を取りまとめましたので、事務局は配付してください。

(答申案を配付)

議 長

答申案が配付されましたので、事務局は朗読してください。

事務局（保険医療課長）

(答申案を朗読)

議 長

ただ今、事務局に朗読させました答申案について、ご意見ご質問はありませんか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の（案）をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

(市長が入場)

議 長

市長がお見えになりましたので、答申を行います。

(議長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

市 長 —あいさつ—

議 長

ただいまの市長のあいさつにもありましたが、本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いいたします。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

市 長

どうも皆様ありがとうございました。

(市長退席)

議 長

次に、報告事項のア 令和5年度国民健康保険事業の概要についてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

保険医療課から説明させていただきます。議題（3）報告事項のア 令和5年度国民健康保険事業の概要について、ご説明いたします。事前に送付いたしました、令和5年度国民健康保険事業概要をご覧ください。

1 ページをお願いします。1 加入状況です。各表の令和元年度から令和3年度は、各年度4月から翌年3月までの平均の世帯数、被保険者数で、令和4年度及び令和5年度は見込みの数です。（1）世帯数、被保険者数の推移の一番右、令和5年度は、世帯数9,000世帯、被保険者数14,674人を見込んでいます。被保険者数のうち、退職者分につきましては、退職者医療制度の廃止に伴う経過措置中ですが、退職被保険者は、本市におきましては令和2年3月から該当者なしとなりました。

また、世帯数、被保険者数の推移は、下のグラフのとおり保険者数は年々、減少傾向にあります。令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われたことと、団塊の世代が後期高齢者へ移行していることによるもので、今後は更に減少が加速していくものと思われれます。

2 ページをお願いします。（2）介護第2号被保険者の推移です。介護第2号被保険者は、欄外に記載のとおり、被保険者のうち40歳以上65歳未満の方です。令和5年度は、3,890世帯、4,477人を見込んでいます。

3 ページをお願いします。2 保険給付状況です。各表の令和元年度から令和3年度は、実績額を記載しています。令和4年度及び令和5年度は見込みの額を記載していますが、このうち、令和5年度は欄外に記載のとおり、予算予定額に基づく費用額を計上しています。

（1）被保険者の1人当たり費用額ですが、区分の一番上、療養給付費は、病院や薬局などの診療等に係る1人当たりの医療費の総額、10割分の額です。その下の、療養費は、接骨院などでの施術料やコルセットなどの装具代で、こちらも10割分の額です。

下のグラフをご覧ください。1つ目のグラフ、療養給付費の1人当たりの費用額は、

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、令和2年度にいったん減少しました。しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動等の影響により、受診者数が増え、費用額が増加に転じ、コロナの影響が少なかった令和元年度を、やや上回っております。

2つ目のグラフ、療養費について、令和3年度は微増にとどまっておりますが、令和4年度は、現時点で把握できる実績の内訳では、補装具に係る療養費が前年度比21.5%減、接骨院などで柔道整復師の施術を受けられた費用が11.9%減などにより、減少傾向にあります。令和5年度予算としては、療養費の中でも被保険者の方が保険証を提示せず、やむを得ず自費で立て替えた診療費等の伸びを考慮し、1人当たり費用額は3,500円としています。4年度当初予算は4,000円でしたので、比較すると500円の減です。

4ページをお願いします。(2)被保険者の1人当たり高額療養費です。高額療養費は、医療費の支払いが高額となり、所得に応じたひと月の自己負担限度額を超えた場合にその超過額を支給するものです。

下のグラフのとおり、令和元年度から毎年増加傾向にあります。令和4年度は高額な治療を受けられた方がいらっしゃったことにより1人当たり的高額療養費が増加していると思われま。

一番下、(3)その他の給付額(1件当たり)ですが、出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給するもの、葬祭費は、被保険者が亡くなったときに葬祭を行った方に支給するもの、傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給するものです。

5ページをお願いします。参考として、近隣市町の状況を掲載しています。上段は、令和4年3月31日現在の加入者状況です。表の一番下の加入割合は、人口に占める国保被保険者の割合です。右から3番目の知多市は、19.1%で近隣市町に比べ、加入割合が高くなっています。

下段は、令和3年度の1人当たりの療養諸費費用額です。これは、保険給付状況で説明した療養給付費と療養費を合算したものです。全体の費用額では、知多市は7市町と比べると、低くなっております。

6ページをお願いします。3 令和5年度予算の枠組みです。(1)歳入ですが、令和3年度は決算額で、令和4年度は当初予算額です。令和5年度も予算額ですが、現時点では市議会での予算の議決を得ていないため、予定額と表記しています。令和5年度の内容をご説明します。

一番上の国民健康保険税は、令和5年度に税率改定は無く、被保険者数の減により税収は減少となり、前年度比8.2%減の14億1,405万6千円です。なお、内訳の退職被保険者分の現年分は、転入等により該当者が現れる可能性があるため、それぞれ1千円の

頭出し計上としています。

国庫支出金は、前年度と比べ増の25万1千円で、内訳としては東日本大震災の被災者に係る一部負担金の減免に伴う国庫補助金の頭出し計上分の1千円と、次の議題で説明します、出産育児一時金の支給額引き上げに伴う、出産育児一時金臨時補助金の25万円です。これは出産1件あたり5千円が市に交付されるものです。

その下、県支出金は、前年度比6.6%減の53億5,231万1千円です。このうち、県補助金は、市町村の事業の状況に応じて交付される特別交付金が、前年と比べ増加となりますが、それ以上に保険給付費の支払いに必要な費用が交付される普通交付金が、被保険者数の減に伴い減少するため、全体では減少となったものです。

財政安定化基金交付金は、災害等のやむを得ない事情により国民健康保険税の収納不足が生じて、県から指定された国保事業費納付金が納付できない場合に、申請により県の財政安定化基金から不足額の2分の1以内の額が交付されるもので、令和5年度予算は、頭出しで1千円としています。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れるものですが、前年度比20.5%増の8億5,027万円です。内訳ですが、保険基盤安定分は、国民健康保険税の軽減措置に係る繰入で、軽減対象世帯数及び軽減対象被保険者数が増加するため、4.1%の増です。

未就学児均等割保険税繰入金は令和4年度に新規計上したもので、令和4年4月1日から未就学児に係る均等割保険税が、5割減額されることに伴う繰入です。令和5年度は被保険者数の減少に伴い、16.6%の減です。

職員給与費等繰入金は、歳出、総務費の減に伴い9.3%の減です。

出産育児一時金分は、出産育児一時金の支出額の3分の2を繰り入れるもので、歳出予定額の減に伴い、0.8%の減です。

財政安定化支援事業分は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰り入れで、保険者の責めに帰すことのできない特別の事情に着目して限定的に繰入が認められているもので、本市においては、高齢者が多いことにより医療費が増える分の一定割合を、県が試算した額を基に繰り入れていきます。予算は過去3年の平均で計上しており、5.3%の増です。

ここまでは法定繰入で、その下、その他繰入金は、法定外繰入となります。その他繰入金は、これまでご説明した被保険者数の減少に伴う大幅な税収の減により、67.1%の増です。

その下、繰越金は、令和4年度からの繰越として1億円を計上してあります。その他の収入は、国民健康保険税延滞金、被保険者不当利得返納金等で、9.3%減の3,401万2千円です。

以上、歳入合計は、前年度比4.5%減の77億5,090万円となります。

7ページをお願いします。(2)歳出です。こちらも、令和3年度は決算額、令和4年度は当初予算額で、令和5年度は予定額と表記しています。

令和5年度の主なものですが、一番上の総務費は、1億725万2千円で、前年度比9.2%の減となっています。減額の理由としては、令和5年度は保険証の一斉更新がないことと、システム改修費の計上が、無いことによるものです。

保険給付費は、前年度比6.9%減の52億7,218万1千円です。内訳では、一般被保険者分が、被保険者数の減により、6.9%の減。退職被保険者分は、前年度と同額で計上しています。審査支払手数料は、審査件数が減少しているため、0.3%の減。出産育児諸費は、出産育児一時金の支給金額を引き上げますが、出産件数の減少のため0.8%の減となっています。葬祭費は、新型コロナウイルス感染症の影響等による死亡件数が増加していることから8.3%の増。傷病手当金は、新型コロナウイルスの感染者数が増加し、令和4年度の支給額が当初予算額を大幅に上回っていることを考慮し200%増の150万円となっています。

国保事業費納付金は、前年度比1.3%増の22億5,871万2千円です。1月20日に、県が提示した納付金本算定結果に基づくものになります。県全体で公費が減少したことと、決算剰余金を令和4年度の納付金に活用したことにより令和5年度に充てる分が無いことなどと、県全体の保険給付費の増加等により1人当たり納付金が大幅に上昇しました。本市における1人当たりの納付金額は前年度に比べ12,493円の増です。納付金のうち医療給付費分は、1人当たり保険給付費の増により県全体の納付金額が増加したこと、及び本市の医療費指数の増加により0.7%の増です。後期高齢者支援金等分は、75歳以上の後期高齢者の窓口負担割合について一部の方が1割から2割に引き上げられた影響を見込んでいますが、それ以上に団塊の世代が後期高齢者へ移行したことに伴い、1人当たり負担見込額が増加し6.6%の増です。介護納付金分は県全体の納付金算定基礎額の減により、前年度に比べ8.7%の減となっています。

財政安定化基金拠出金は、県の財政安定化基金から交付金の交付を受けた場合に、交付を受けた年度の翌々年度に、交付金の3分の1を拠出するものです。頭出しで1千円を計上しています。

保健事業費のうち特定健康診査等事業費は、保険者に実施が義務付けられている特定健診や特定保健指導などの費用です。令和5年度は、受診率向上のため、行動経済学の知見を使って人々の行動を自発的に良い方向へ誘導することができる「ナッジ理論」を活用した勧奨通知を送付する、特定健康診査受診勧奨業務委託を実施することなどにより、前年度比10.2%増の9,793万4千円です。

保健衛生普及費は、被保険者数の減少に伴うジェネリック医薬品通知件数の減、レセプト二次点検委託における点検明細書件数の減などにより前年度比4.8%減の588万2

千円です。

その他の支出は、国保税の還付金、還付加算金は被保険者数の減少に伴い減額しましたが、過年度の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免分の精算に伴い、県から交付された特別交付金に返還が生じる見込みがあるため、前年比 3.7%増の 593 万 8 千円です。

予備費については、国からの予算編成に当たっての留意事項として、必要最小限の額を計上とされています。以上、歳出合計は歳入合計と同額の、77 億 5,090 万円となります。

8 ページは、令和 5 年度予算予定額の構成割合のグラフで、上段が歳入、下段が歳出です。9 ページをお願いします。参考として、近隣市町の令和 4 年度予算を掲載しています。9 ページが歳入で、10 ページが歳出です。以上で、令和 5 年度国民健康保険事業の概要説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。この議題に対して、2 名の委員から、事前に質疑書が提出されております。それでは初めに、委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

令和 5 年度国民健康保険事業概要についての質問です。説明にもありましたが、5 ページの近隣市町の国保加入状況をご覧いただきたいと思います。知多市は人口に占める国保加入者の割合が 19.1%と一番割合が高くなっています。高齢者の占める割合が多いのかと推測しますが、そういった数字があれば、被保険者に占める高齢者の割合はどのくらいでしょうか。また、近隣の市町の状況も教えていただきたいと思います。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員のご質問にお答えします。高齢者の範囲を 65 歳から 74 歳として回答させていただきますと、令和 3 年 3 月末日時点の、知多市の被保険者に占める 65 歳以上の方の割合は 51.1%です。近隣の 4 市は 50%を超えておらず 45%から 47%であり、知多市は 65 歳以上の方の加入割合が、高い傾向にあります。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

それだけ高齢の方が多いいいことですか。

事務局（保険医療課統括主任）

社会保険に加入されていない、高齢世代の方が多いいいことは、産業の構造で何かあると推測されます。

議 長

他に他市町、例えば東海市、大府市では若い方が多く加入してくるが、知多市は若い方の加入が少なくなっているなどはありませんか。

事務局（保険医療課長）

大府はよく知られているように、若い方が多いいいことと、東海市は名古屋に近いため若い方が多く、知多市はどちらかというに住みよい町ということで、仕事を辞められて住んでいる方が多いいいのではないかと推測しています。

議 長

よろしいでしょうか。

（質問等なし）

議 長

それでは続いて委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

資料の3ページの2保険給付状況（1）被保険者1人当たり費用額についてですが、令和4年度の予算見込では、昨年度の資料になるのですが、療養費は4,000円となっていますが、令和4年度の決算見込では3,137円で前年度比は8.0%減少となっています。1人当たり費用額（療養費）が令和3年度より減少している理由をお聞かせ願います。

議 長

事務局に、質問について答弁を求めます。

事務局（保険医療課統括主任）

委員のご質問にお答えします。次年度の予算を毎年10月ごろに作成する際には、当年度分は上半期分のデータのためのため、過去5年の下半期分データも用いて1年分を予想し、1人当たり費用額を算出しています。算出した費用額は、端数を切り上げ等により予算に計上していることもあり、4,000円となっています。

また、令和4年度の現時点で把握できる療養費の実績内訳を分析したところ、補装具に係る療養費が前年度比24.9%減、接骨院などで柔道整復師の施術を受けられた費用が13.3%減などの理由により、1人当たり費用額が減少しているものと推測しています。

委 員

1人当たりの補装具の24.9%の減、接骨院の13.3%の減ということですが、減少した要因はありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

令和3年度は新型コロナによる受診控えの反動により受診される方が増えましたが、令和4年度は反動が落ち着いてきたこともあり、病院に受診される方が少なくなっています。病院を受診し医師の指示を受け装具を作製するため、そのことが連動していると思われます。また、接骨院は細かい理由は分かりませんが、同じような理由になると推測しています。

議 長

委員、よろしいですか。

委 員

はい。

議 長

委員の皆様、何か質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

それでは、報告事項のア 令和5年度国民健康保険事業の概要については終了します。次に、報告事項のイ 出産育児一時金の支給額の引き上げについてを議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

続きまして、出産育児一時金の支給額の引き上げについてをご覧ください。1 改正の理由ですが、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるものです。

2 改正の経緯は、国の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の対象となる出産の場合、出産育児一時金の総額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことにより、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。

この産科医療補償制度については、下の米印をご覧ください。産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と、脳性麻痺発症の原因分析、再発防止に役立つ制度のことです。

3 主な改正の内容ですが、令和5年4月1日以降の出産に係る、出産育児一時金の支給金額について改めるものです。まず、出産育児一時金の総額は、出産育児一時金に加算額を足したものです。加算額は、産科医療補償制度の掛金1万2千円と同額となるように、市の条例で定めています。下の表をご覧ください。改正前は、出産育児一時金40万8千円と加算額1万2千円を合計した42万円で、改正後は太枠で囲ってあります、出産育児一時金48万8千円と加算額1万2千円を合計した50万円になります。説明は以上です。

議 長

委員の皆様、何か質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

それでは、報告事項のイ 出産育児一時金の支給額の引き上げについてを終了します。次に、(4) その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課長）

特にありません。

議 長

委員の皆さま、ご質問はございませんか。

（質問等なし）

議 長

ないようですので、（４）その他を終了します。以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。これもちまして、令和４年度第２回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。気を付けてお帰りください。

（午後２時３８分 閉会）